

# 荒川上流大規模氾濫時の減災対策協議会規約

## (設置)

第1条 「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第三十一号）」第十五条の十の規程に基づき、同項に規定する大規模氾濫減災協議会を置く。

## (名称)

第2条 前条の大規模氾濫減災協議会は、「荒川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」）という。

2 荒川上流とは、山形県が管理する荒川上流の河川（別表1）を指すものとする。

## (目的)

第3条 本協議会は、水防災意識社会再構築ビジョンの考え方に基づき、荒川上流における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、河川管理者、山形県、小国町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

## (協議会)

第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

2 また、別表3に定める機関にアドバイザーを置く。  
3 協議会の運営、進行及び招集は第8条に定める事務局が行う。  
4 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

## (幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表4の職にある者をもって構成する。  
3 また、別表3のアドバイザーの出席を求めることができる。  
4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。  
5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。  
6 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

### (協議会の実施事項)

第6条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事をまとめた「地域の取組方針」の作成
3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
4. その他、減災対策に関する必要な事項

### (会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。

2. 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

### (協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て非公表とすることができます。

2. 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

### (事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2. 協議会及び幹事会の事務局は、山形県県土整備部河川課及び山形県置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課に置く。

### (雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

### (附則)

第11条 本規約は、平成29年 6月 2日から施行する。

平成30年 7月 6日改正

令和元年 6月 17日改正

令和3年 10月 8日改正

令和5年 7月 31日改正

令和7年 12月 25日改正

別表1

水系	河川名	支川	区間		管理延長(m)	沿岸市町村		
			上流端	下流端				
あらかわ 荒川	あら 荒	かわ 川	山形県西置賜郡小国町大字五味沢字針生平地先の大石沢の合流点		27,245	小国町		
	たま 玉	かわ 川	一次 檜木山沢の合流点	荒川への合流点	23,500	小国町		
	あし 足	みず 川	二次 山形県西置賜郡小国町大字樽口字細田10番地先の町道沢中橋	玉川への合流点	11,800	小国町		
	ひや 百	こ 予	ざわ 川	三次 山形県西置賜郡小国町大字百子沢字大坪188番地先	足水川への合流点	1,100	小国町	
	お 小	ぐに くに	うち うち	内 川	二次 左岸 山形県西置賜郡小国町大字小玉川字伊勢堂裏698番地先 右岸 同町同大字大谷地715番地先	玉川への合流点	3,700	小国町
	よこ 横		かわ 川	一次 浅又沢の合流点 左岸 山形県西置賜郡小国町大字綱木箱口字桜向637番の1地先 右岸 同町同大字ヲツクバ国有林62の1林班い小班地先	左岸 山形県西置賜郡 小国町大字新股字窪 29番の1地先 右岸 同町同大字字河窪 42番の1地先 荒川への合流点	22,800	小国町	
	た 田	さわ 川	二次 左岸 山形県西置賜郡小国町大字田沢頭字梅津55番の3地先 右岸 同町同大字字浦田式436番地先	横川への合流点	3,900	小国町		
	まえ 前	かわ 川	三次 左岸 山形県西置賜郡小国町大字田沢頭字口明沢626番地先 右岸 同町同大字字平林638番の2地先	田沢川への合流点	1,500	小国町		
	おお 大	さわ 川	二次 山形県西置賜郡小国町大字岩井沢字大沢1852番の1地先の砂防堰堤	横川への合流点	2,500	小国町		
	おお 大	たま 滝	かわ 川	二次 左岸 山形県西置賜郡小国町大字大滝字灰塙2番地先 右岸 同町同大字字上の坂229番地先	同上	2,900	小国町	
	くろ 黒	さわ 川	二次 左岸 山形県西置賜郡小国町大字黒沢字二百苅83番地先 右岸 同町同大字字梨木向85番の2地先	同上	2,000	小国町		
	かく 明	さわ 川	二次 左岸 山形県西置賜郡小国町大字沼沢字坂禿146番地先 右岸 同町同大字字木附1205番の18地先	横川への合流点	5,400	小国町		
	さくら 桜	かわ 川	三次 山形県西置賜郡小国町大字白子沢字二渡戸792番の乙の1地先の県道 二渡戸橋	明沢川への合流点	9,600	小国町		
	ま ま 間	ぜ 瀬	かわ 川	四次 左岸 山形県西置賜郡小国町大字沼沢字三拾刈318番の1地先 右岸 同町同大字字中丸1228番地先	桜川への合流点	7,900	小国町	
	もり 森	のこし 残	かわ 川	四次 左岸 山形県西置賜郡小国町大字白子沢字長畠橋元765番の1地先 右岸 同町同大字同字764番地先	同上	3,000	小国町	
	おお 大	いし 石	さわ 川	二次 左岸 山形県西置賜郡小国町大字大石沢字峠下137番の1地先 右岸 同町同大字132番の1地先	左岸 山形県西置賜郡 小国町大字叶水字源兵衛畑 293番の4地先 右岸 同町同大字字松籠前 282番の1地先	7,600	小国町	
	かば 樺	さわ 川	三次 左岸 山形県西置賜郡小国町大字大石沢字入山根903番地先 右岸 同町同大字字萍沢887番の巳地先	大石沢川への合流点	900	小国町		
	かい 貝	しょ 少	かわ 川	一次 左岸 山形県西置賜郡小国町大字貝少字外林入297番地先 右岸 同町同大字字淹保口22番地先	荒川への合流点	3,500	小国町	
	こし 越	さわ 川	一次 左岸 山形県西置賜郡小国町大字舟渡字番倉1234番の1地先 右岸 同町同大字字立平1233番の1地先	同上	1,300	小国町		
	かな 金	め 目	かわ 川	一次 荒沢の合流点	同上	8,300	小国町	
	と 戸	さわ 川	一次 左岸 山形県西置賜郡小国町大字今市字森ノ越74番地先 右岸 同町同大字同字71番の乙地先	同上	2,150	小国町		
	おり 折	と 戸	かわ 川	一次 左岸 山形県西置賜郡小国町大字入折戸字広野面171番地先 右岸 同町同大字同字178番の1地先	同上	4,100	小国町	
	いし 石	だま 滝	かわ 川	一次 左岸 山形県西置賜郡小国町大字石滝字砂子沢23番の1地先 右岸 同町同大字字上高平11番地先	同上	3,100	小国町	
対象河川計					23河川	159,795		

別表2

機 関 名	代 表 者
(委員)	
小国町	町 長
気象庁 山形地方気象台	台 長
国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所	所 長
山形県 置賜総合支庁	総務企画部長
山形県 置賜総合支庁	建設部長
(オブザーバー)	
山形県 防災くらし安心部	防災危機管理課長

別表3

機 関 名
(アドバイザー)
国土交通省東北地方整備局 河川部
国土交通省北陸地方整備局 河川部
国土交通省北陸地方整備局 飯豊山系砂防事務所

別表4

機 関 名	代 表 者
小国町	町民課長
小国町	地域整備課長
気象庁 山形地方気象台	防災管理官
国土交通省 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所	横川ダム管理支所長
山形県 置賜総合支庁	総務企画部 総務課 防災安全室長
山形県 置賜総合支庁	建設部 西置賜河川砂防課長